

## 鳥取県土地改良事業補助金交付要綱

制 定 平成12年10月10日付耕 第 3 4 4 号

最終改正 令和 7 年 3 月 7 日付第202400301157号

鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県土地改良事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内農業生産基盤等の整備促進を図り、もって本県農業の振興に資することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者

(2) 別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）について同表の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う間接補助事業に係る補助対象経費（間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者

2 本補助金の額は、補助事業及び間接補助事業（以下「対象事業」という。）に要する別表1又は別表2の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、それぞれに対応する同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（定額助成の場合にあっては、同表の第4欄に定める額。次条第3項において同じ。）以下とする。

3 対象事業を実施する者は、当該事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日が経過するまでの間に行うものとする。ただし、国庫補助事業の場合は、知事がその財源に充当する国の補助金の交付

を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付決定前着手）

第6条 別表1の第1欄の5、6の第3欄の1の(2)、7の第3欄の(1)、9の第3欄の(1)、11、12、13及び14の項に掲げる事業並びに農山漁村地域整備交付金を活用する事業において、事業の着工は、原則として県からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着工届（様式第4号）をあらかじめ知事に提出するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、間接補助事業に対する補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条第 2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額
- (2) 対象事業ごとに別表1の第5欄に定める変更（農山漁村地域整備交付金で実施するものを除く。）
- (3) 対象事業のうち農山漁村地域整備交付金で実施するものにあつては、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農村振興局長通知）第3に掲げる農山漁村地域整備計画相互間の補助金の流用
- (4) 間接補助金の減額

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について農林水産大臣又は中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。
- 3 補助事業者は、本補助金に不用額があるときは、県に不用額がある旨の通知（様式第10号）を行い、知事が受理したことをもって、本補助金の全額が変更されたものとみなす。ただし、第1項に掲げる変更該当する場合は除く。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表2の第6欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、本補助金の交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月5日のいずれか早い日。ただし、本補助金の全額が規則第19条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の4月20日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第2項の知事が必要と認める書類（別表1の第1欄の1及び2の各項に掲げる事業を除く。）は、様式第5号による調書とする。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費からその超える額に対応する額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第6号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(進捗状況の報告)

第13条 補助事業者は、完了予定年月日の属する年度の12月の末日現在における事業遂行状況について様式第7号による報告書を作成し、当該年度の1月16日までに提出しなければならない。ただし、規則第17条第1項第1号若しくは第2号の規定による報告を行っている場合又は規則第19条に基づく概算払を交付決定年度の12月に受けた場合はこの限りでない。

(概算払の時期等の変更を求める書類)

第14条 規則第20条第1項の申出書は、様式第8号によるものとする。

(財産の処分制限)

第15条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第16条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。また、補助事業者は、間接補助事業者から補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったとき、当該収入があったことの報告を受けた日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(受益地の転用)

第18条 別表1及び別表2の第1欄に掲げる対象事業を実施する補助事業者は、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」（昭和44年5月24日付44農地A第826号農林事務次官通達）記の1に該当する事業に係るものの受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の公告（以下「完了公告」という。）のあった日（完了公告において工事の完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、知事が別に定める場合を除き、「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領」（昭和44年5月24日付農地A第827号農林省農地局長通達）に定める算定方法により算定された額（知事がこれより少ない額を定めたときは、その定めた額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

2 前項に規定する補助事業者は、「土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について」（昭和45年7月4日付45農地A第1086号農林事務次官通達）記の1の(1)に該当する事業のうち同通達記の1の(2)に該当する地区につき、完了公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年以内（土地改良法に基づかないで行われるものである場合は、当該事業に係る補助金の交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内）

に当該事業により区画形質が変更され、又は造成された畑が開田（受益地外の開田された土地に対して用水を使用させる場合を含む。）された場合には、知事が特にやむを得ないと認めた場合を除き前項の補助金返還額の算定方法により算定される額（受益地外へ用水を使用した場合にあっては、当該かんがい施設につき交付された補助金の額を受益地の面積で除して得た額に使用したものの面積を乗じて得た金額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

（書類の保存）

第19条 補助事業者は、規則第26条に定める書類の他、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しないものがある場合においては、様式第5号に定める財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

（提出書類）

第20条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、別表1の第1欄の1（事業実施主体が県土地改良事業団体連合会の場合に限る。）及び2、並びに7の第3欄の(1)及び10に掲げる事業のうち県土整備部の所管以外にあっては、所轄の総合事務所長又は農林事務所長に提出しなければならない。

（契約等）

- 第21条 補助事業者（地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第9号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者（地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人に限る。）は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（額の再確定）

第22条 補助事業者は、規則第18条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を知事に提出するものとする。

（残存物件の処理）

第23条 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金調書）

第24条 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第11号による補助金調書を作成

しておかなければならない。

(事業完了報告)

第25条 補助事業者は、事業実施年度ごとに事業が完了した地区について、事業が完了した日から5日を経過する日と、完了予定年度の属する3月31日のいずれか早い日までに、事業完了報告書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。ただし、規則第17条第1項の規定による報告をした場合は、この限りでない。

(雑則)

第26条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 別表中の単県農業農村整備事業のうち、旧ジゲの井手保全事業(平成11年9月21日付耕第205号鳥取県農林水産部長通知)に該当するものについては、平成14年度に限り市町村が90パーセント以上補助する場合について県が60パーセントを補助するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年12月16日から施行し、平成14年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年1月6日から施行し、平成16年度事業から適用する。

附 則 (平成17年3月28日第200400022021号農林水産部長通知) 抄

(鳥取県土地改良事業補助金交付要綱の一部改正)

- 3 鳥取県土地改良事業補助金交付要綱(平成12年10月10日付耕第344号鳥取県農林水産部長通知)の一部を次のように改正する。(条文略)

附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成17年度に実施する補助事業(平成17年3月31日以前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成17年度に繰り越した地区を含む。)については、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成18年1月23日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成17年度に実施する補助事業(平成17年3月31日以前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成17年度に繰り越した地区を含む(ただし、既に要綱第10条に基づく報告が完了した地区を除く))については、この要綱を適用する。

附 則 (平成18年5月25日付第200600021178号鳥取県農林水産部長通知)

- 1 この要綱は、平成18年5月25日から施行し、平成18年度事業から適用する。
- 2 (略)

附 則 (平成19年3月12日付第200600186708号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成19年3月12日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則 (平成19年10月9日付第200700099339号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成19年10月9日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則 (平成20年6月30日付第200800052261号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成20年6月30日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則 (平成20年7月16日付第200800061842号鳥取県農林水産部長通知)

この要綱は、平成20年7月16日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則（平成21年2月12日付第200800167311号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成21年2月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則（平成21年3月5日付第200800186126号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成21年3月5日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則（平成22年12月27日付第201000146294号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成22年12月27日から施行し、平成22年度事業から適用する。平成21年度以前の補助事業で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月27日付第201100041482号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成23年6月27日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則（平成24年2月29日付第201100171012号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成24年2月29日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則（平成25年2月28日付第201200185516号鳥取県農林水産部長通知）

1 この要綱は、平成25年2月28日から施行し、平成24年度事業から適用する。ただし、施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

2 第1項の規定にかかわらず、要綱第16条の改正については、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日付第201300205986号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年2月12日に可決された平成25年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし、平成25年度以前の補助事業で平成26年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月23日付第201400172893号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成27年2月5日に可決された平成26年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年5月8日付第201500016408号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成27年5月8日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則（平成28年3月29日付第201500194228号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成28年3月29日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則（平成29年2月8日付第201600144622号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成29年2月8日から施行し、平成28年12月19日に可決された平成28年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日付第201600204422号鳥取県農林水産部長通知）

1 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成28年12月19日に可決された平成28年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし平成29年2月8日より前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

2 第1項の規定にかかわらず、要綱第3条第6項の改正については、平成28年度事業から適用する。

附 則（平成29年6月20日付第201700060260号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成29年6月20日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則（平成30年4月10日付第201800026242号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成30年4月10日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則（平成30年7月5日付第201800083571号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成30年7月5日から施行し、平成30年7月5日に可決された平成30年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成31年1月15日付第201800270697号鳥取県農林水産部長通知）  
この要綱は、平成31年1月15日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則（平成31年3月26日付第201800356167号鳥取県農林水産部長通知）  
この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則（令和元年7月24日付第201900102898号鳥取県農林水産部長通知）  
この要綱は、令和元年7月24日から施行し、令和元年度事業から適用する。  
なお、第8条の規定は、すでに交付決定した事業に係る変更等の承認について適用する。

附 則（令和2年4月27日付第202000019133号鳥取県農林水産部長通知）  
この要綱は、令和2年4月27日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則（令和2年9月3日付第202000139688号鳥取県農林水産部長通知）  
この要綱は、令和2年9月3日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則（令和3年5月7日付第202100027243号鳥取県農林水産部長通知）  
この要綱は、令和3年5月7日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則（令和4年5月11日付第202200030190号鳥取県農林水産部長通知）  
この要綱は、令和4年5月11日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則（令和5年4月4日付第202300008578号鳥取県農林水産部長通知）  
この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

附 則（令和5年7月3日付第202300082148号鳥取県農林水産部長通知）  
この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則（令和6年3月26日付第202300300591号鳥取県農林水産部長通知）  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月5日付第202400177849号鳥取県農林水産部長通知）  
この改正は、令和6年12月5日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則（令和7年3月7日付第202400301157号鳥取県農林水産部長通知）  
この改正は、令和7年3月7日から施行し、令和6年度事業から適用する。



別表1 (第3条、第6条、第8条、第11条、第18条、第20条関係)

1	2	3	4	5
補助事業	事業実施主体	補助対象経費 注4	補助率又は補助金額	重要な変更
1 団体営調査設計事業	市町村、土地改良区、県土地改良事業団体連合会、農業協同組合、その他	次に掲げる土地改良事業の予定地域について行う調査設計事業に要する経費 ア 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付21農振第2453号）第2の1の(2)の①のイで同実施要領別紙1-1第2の3の事業のうち土地改良法上の手続を必要とする事業 イ 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の農地整備事業が行われる予定の地区において実施する農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農村振興局長、生産局長連名通知。以下「農地整備要領」という。）の別紙2の第2に定める経営体育成促進換地等調整事業	50%（国50%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は急傾斜地帯において行うものにあつては55%（国55%）	第3欄に掲げるイの項にあつては次に掲げる変更 (1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30%（30%に相当する額が500万円以下の場合には500万円）を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止 (4) 事業実施主体の変更
2 農村総合整備事業	県土地改良事業団体連合会	次に掲げる事業に資する技術の開発普及及び指導を行うのに要する経費 ア 農業集落排水事業実施要綱に定める事業 イ 中山間地域総合整備事業実施要綱（平成2年8月1日付2構改D第475号農林水産事務次官依命通達）に定める事業	50%（国50%）	(1) 地区の新設又は廃止
3 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	土地改良区、土地改良区連合、市町村、農業協同組合、その他	土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施要綱（平成22年4月1日農振第2326号農林水産事務次官依命通知）に基づき行うPCB廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費	50%（国50%）	(1) 地区の新設又は廃止
4 農業基盤整備促進事業	市町村、農業者団体 注5	1 農地整備要領の別紙5の別表1の区分欄に掲げる事業に要する経費  2 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長通知。以下「農山交要領」という。）の別紙1-1の運用2の別表1の区分欄に掲げる事業に要する	(1) 定率助成 75%（国50%、県25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5%（国55%、県22.5%）  注3  (2) 定額助成 （基本単価） 農地整備要領の別紙5の別表2の助成とする。  （県助成単価） 事業の実施に要する単価が、基本単価を超える額について、市町村が負担し、かつ基本単価の1/2を上限として、市町村と同額を負担する。  注3  (1) 定率助成 75%（国50%、県25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5%（国55%、県22.5%）	第3欄の1の項にあつては次に掲げる変更 (1) 定率助成の調査・調整、指導及び定額助成を除く事業に要する経費の相互間の30%（30%に相当する額が600万円以下の場合には600万円）を超える増減 (2) 定率助成と定額助成の事業に要する経費の相互間の流用 (3) 事業実施主体の変更

		経費	<p>注3 注10</p> <p>(2) 定額助成 (基本単価) 農山交要領の別紙1-1の運用2の別表2の助成とする。</p> <p>(県助成単価) 事業の実施に要する単価が、基本単価を超える額について、市町村が負担し、かつ基本単価の1/2を上限として、市町村と同額を負担する。</p> <p>注3</p>	
5 農地耕作条件改善事業	市町村、農地中間管理機構、農業者団体、農業法人等 注6	農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知)別表(以下「耕作条件別表」という。)の区分の欄に掲げる事業に要する経費	<p>(1) 耕作条件別表の区分の欄の1. 定額助成(基本単価) 農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局通知。以下「耕作条件要領」という。)別表1~3の助成とする。</p> <p>(県助成単価) 耕作条件要領別表1の助成について、基本単価を超える額について、市町村が負担し、かつ基本単価の1/2を上限として、市町村と同額を負担する。 注3 注7</p> <p>(2) 耕作条件別表の区分の欄の2 定率助成のうち、同表の事業種類の欄の(20)及び(22)以外のもの 75% (国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5% (国55%、県22.5%) 注3 注7 注13</p> <p>(3) 耕作条件別表の区分の欄の2 定率助成のうち、同表の事業種類の欄の(20)及び(22)に係るもの 100% (国100%)</p>	<p>(1) 地域内農地集積型から高収益作物転換型への事業の変更</p> <p>(2) 地区相互間の補助金の流用</p> <p>(3) 事業実施主体の変更</p>
6 水利施設等保全高度化事業	市町村、土地改良区、その他知事が適当と認める者	<p>1 水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)の次の事業を実施するのに要する経費</p> <p>(1) 別紙3の別表5 事業種類の欄の(1)に掲げる事業</p> <p>(2) 別紙1の第2の12(2)に掲げる事業</p> <p>(3) 別紙3の別表5 事業種類の欄の(4)及び(5)に掲げる事業</p> <p>2 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長通知)の別紙2運用3別表区分欄3に掲げる事業のうち次の事業を実施するのに要する経費</p>	<p>50% (国50%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては55% (国55%)</p> <p>75% (国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5% (国55%、県22.5%) 注3</p> <p>100% (国100%)</p>	<p>第3欄の1の項にあつては次に掲げる変更</p> <p>(1) 地区相互間の補助金の流用</p> <p>(2) 工種別の事業量の30% (30%に相当する額が500万円以下の場合500万円)を超える増減</p> <p>(3) 工種の 신설、変更又は廃止</p>

		<p>(1) 事業種類欄(1)に掲げる事業</p> <p>50% (国50%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては55% (国55%) 注1 0</p> <p>(2) 事業種類欄(4)に掲げる事業</p> <p>75% (国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5% (国55%、県22.5%) 注3 注1 0</p>		
7 農村地域防災減災事業	市町村	<p>農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)別表1の区分の欄に掲げる事業に基づき農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長依命通知)要領別表1のうち次の事業に要する経費</p> <p>(1) 用排水施設等整備 ア ため池整備事業</p> <p>イ 用排水施設等整備事業(湛水防除事業)</p> <p>ウ 農業用河川工作物等応急対策事業</p> <p>エ 防災重点農業用ため池緊急整備事業</p> <p>(2) ため池緊急防災環境整備事業</p>	<p>アの事業 特認 75% (国50%、県25%) 注1 ただし、中山間地区において行うものにあつては80% (国55%、県25%)</p> <p>一般 55% (国50%、県5%) 注2 ただし、中山間地区において行うものにあつては60% (国55%、県5%)</p> <p>イの事業 50% (国50%) ただし、中山間地区において行うものにあつては55% (国55%)</p> <p>ウの事業 82% (国50%、県32%) ただし、中山間地区において行うものにあつては87% (国55%、県32%)</p> <p>エの事業 80% (国55%、県25%)</p> <p>ア、イ、ウの事業における実施計画策定等 特認 100% (国100%) 注1 (令和7年度まで) 一般 55% (国50%、県5%) 注2</p> <p>エの事業における実施計画策定等 100% (国100%)</p> <p>※中山間地区とは振興山村、過疎地域、又は特定農山村指定地域のいずれかを含む市町村。</p> <p>100% (国100%)</p>	<p>(1) 地区相互間の補助金の流用</p> <p>(2) 工種別の事業量の30% (30%に相当する額が400万円以下の場合には400万円)を超える増減</p> <p>(3) 工種の新設、変更又は廃止</p>
8 ため池防災減災対策推進事業	市町村、事業申請人	<p>ため池防災減災対策推進事業実施要領(平成27年5月8日付第201500022674号鳥取県農林水産部長通知)別表の事業の実施に要する経費</p> <p>(1) 調査推進事業</p> <p>(2) 保全対策事業</p> <p>(3) ため池整備推進交付金</p> <p>(4) ため池監視システム管理支援事業</p>	<p>(1)及び(2)の事業 市町が負担する率と同率</p> <p>(3)の事業 整備事業に係る受益者分担金を対象に、事業申請時又は変更時の申請者数で除した額が10万円を越える部分に対し、以下の助成率に基づく助成額の合計額に申請者数を乗じた額を助成</p>	

			1戸当り受益者分担金	助成率	助成額	
			10万円以下部分	なし	—	
			10万円を越え20万円以下部分	50%	0～5万円	
			20万円を越え30万円以下部分	70%	0～7万円	
			30万円を越え40万円以下部分	80%	0～8万円	
			40万円を越える部分	90%	0～	
			(4)の事業 当該年度の4月1日から3月31日までに要するため池監視装置使用に係る通信料、システム利用料、メンテナンス費用等のランニングコストに対し、市町が負担する額と同額(ため池1箇所あたり年間上限30千円)を助成			
9 農道保全対策事業	市町村	1 農村整備事業実施要領(令和3年4月1日付け2農振第2737号農村振興局長通知)別紙2第2の事業及び別紙6第1の事業を実施するのに要する経費  (1) 農道・集落道整備事業 ア 強靱化型 イ 高度化型 ウ 調査計画策定  (2) 計画策定等事業 ア 施設計画策定事業 イ 機能保全計画策定事業  2 農山交要領の別紙1-1第2の1の事業で運用1の第2の3の(1)のイ及び同(2)のエの保全対策型に要する経費	ア～イの事業 50%(国50%)  ただし、集落道の整備であって振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものは55%(国55%) ウの事業 50%(国50%)  ア～イの事業 100%(国100%)  50%(国50%)  注10			第3欄の1の項にあつては次に掲げる変更 (1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が500万円以下の場合500万円)を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止 (4) 事業実施主体の変更  第3欄の2の項にあつては次に掲げる変更 (1) 年度間での予算調整
10 農地中間管理機構関連農地整備事業	土地改良区、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認める者	農地中間管理事業関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)別紙2第2の2の事業を実施するのに要する経費	81.25%(国62.5%、県18.75%)			(1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が500万円以下の場合500万円)を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止
11 土地改良施設突発事故復旧事業	市町村、土地改良区、土地改良区連合	土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知)に定める事業を実施するのに要する経費	75%(国50%、県25%)  ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては77.5%(国55%、県22.5%)  注8			(1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が500万円以下の場合500万円)を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止
12 農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村、土地改良区その他の農業者等の組織する団体  注9	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知)に定める事業を実施するのに要する経費  1 長寿命化対策 (1) 長寿命化対策 ア 水利施設整備  イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査  2 防災減災対策	アの事業 75%(国50%、県25%)  ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては77.5%(国55%、県22.5%) 注3 イ～オの事業 100%(国100%)			

		<p>(1) 自然災害等対策</p> <p>ア ため池整備</p> <p>イ 農業用河川工作物応急対策</p> <p>ウ 機能保全計画策定等 エ 実施計画策定 オ 耐震性点検・調査 カ 施設撤去・廃止</p> <p>(2) ため池防災環境整備 ア 地域防災上のリスク除去 イ ハード整備の着手促進</p> <p>(3) 危機管理対策</p> <p>3 ため池の保全・避難対策</p>	<p>アの事業（このうちため池の安全施設の単独整備は除く） 特認 75%（国50%、県25%） 注1 ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては80%（国55%、県25%） 一般 55%（国50%、県5%） 注2 ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては60%（国55%、県5%）</p> <p>アの事業（このうちため池の安全施設の単独整備） 75%（国50%、県25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては80%（国55%、県25%）</p> <p>イの事業 82%（国50%、県32%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては87%（国55%、県32%）</p> <p>ウ～オの事業 100%（国100%）</p> <p>カの事業 75%（国50%、県25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては77.5%（国55%、県22.5%） 注3</p> <p>100%（国100%）</p> <p>75%（国50%、県25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては77.5%（国55%、県22.5%） 注3 ため池において行うものにあつては100%（国100%）（令和12年度まで）</p> <p>100%（国100%）（令和12年度まで）</p>	
13 畑作等促進整備事業	市町村、農業者団体、農業法人等、農業委員会 注1 1	畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）別表（以下「畑作等別表」という。）1～2に掲げる事業の経費	<p>(1) 定額助成 （基本単価） 畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局通知。以下「畑作等要領」という。）別表1～4の助成とする。</p> <p>（県助成単価） 畑作等要領別表1の助成について、基本単価を超える額について、市町村が負担し、かつ基本単価の1/2を上限として、市町村と同額を負担する。 注3</p> <p>(2) 定率助成 75%（国50%、県25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5%（国55%、県22.5%） 注3 注1 3</p>	
14 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	市町村、地方公共団体等の一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会、土地改良区その他の農業者等の組織する団	農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領（令和3年4月1日付け2農振第3729号農振局長通知。以下「農振交要領」という。）の別表第1の区分欄に掲げる事業のうち次の事業を実施するのに要する経費		<p>(1) 事業費の30%以上の増減 (2) 事業実施主体の変更 (3) 事業の追加又は廃止</p>

体 注12	(1) 計画策定事業のうち計画策 定支援事業  (2) 施設整備事業	100% (国100%)  75% (国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又 は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において 行うものにあつては77.5% (国55%、県22.5%) 注3
----------	---	---

別表2 (第3条、第6条、第7条、第8条～第14条、第18条、第19条関係)

1	2	3	4	5	6
間接補助 事業	事業実施主体	間接補助対象経費 注4	間接補助率又は間接補助金額	間接交付主	間接補助事業の重要な変更
1 ため池 防災減災 対策推進 事業	集落、土地改 良区	ため池防災減災対策推進事 業実施要領 (平成27年5月8 日付第2015000226747号鳥取 県農林水産部長通知) 別表の 事業の実施に要する経費 (1) 調査推進事業 (2) 保全対策事業 (4) ため池監視システム管 理支援事業	(1) 及び(2)の事業 市町が負担する率と同率 (4)の事業 当該年度の4月1日から3月31日ま でに要するため池監視装置使用に係る通 信料、システム利用料、メンテナンス 費用等のランニングコストに対し、市 町が負担する額と同額(ため池1箇所あ たり年間上限30千円)を助成	市町村	ア 補助金の増減 イ 地区相互間の補助金の流用

注1 特認とは、ため池決壊による被害が次のいずれかのものに及ぶと予測される地区を対象とする。ただし、農村地域防災減災事業のため池整備及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の自然災害等対策のため池整備のうち、ため池整備工事を実施する場合に限る。

- (1) 人家等 (人家、公共施設 (病院、学校、役場、体育館))
- (2) 道路等 (道路法の適用を受ける道路、基幹的農道 (広域農道、農免農道) 及び鉄道)
- (3) 避難所 (市町村の地域防災計画において指定したもの)

注2 一般とは、特認以外の地区をいう。

注3 補助率、助成単価のうち、県の補助については下記のとおり要件を定める。

- (1) 定率助成について、県の補助率は、令和6年度着手地区より14%を基本補助率とする。ただし、以下ア～オのいずれかを満たす場合は、市町村が負担する率以内とする。

ア：事業に係る地元負担が土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針 (平成3年5月31日付け3構改D第389号農林水産省構造改善局長通知) (以下、「ガイドライン」という。) の地元負担 (100%から国庫率、都道府県及び市町村の負担割合を除いた割合) 未満であること、かつ、農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第19条に規定する地域計画が事業完了までに策定され、かつ、整備された施設等が多面的機能支払交付金または中山間地域等直接支払交付金により管理されること。

イ：事業に係る地元負担がガイドラインの地元負担以内であること、かつ、畑地化及び高収益作物等に転換する地域であること。

ウ：国営造成施設等に係る整備であること。

エ：防災対策として実施されるものであること。

オ：市町村以外が事業実施主体となるもので、かつ、令和5年度までの地元負担率より増加しないこと。

- (2) 定額助成のうち県助成単価については、令和6年度着手地区より (1) のア～オのいずれかを満たす場合とする。

- (3) 令和5年度までの採択地区については、採択時の要件とする。

- (4) 令和5年度採択の彦干拓第2地区において、浚渫土の埋立てに起因した排水不良に必要な対策を実施する場合は、上記によらず県の補助率を27%とする。ただし、農家負担軽減対策 (推進費及び促進費等) を実施する場合は、この限りでない。

注4 補助対象経費は、工事請負費及び委託費にあつては、県内事業者が発注して施工又は実施されたものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であると予め知事が認めた場合については、この限りでない。

注5 補助事業欄の4農業基盤整備促進事業における「農業者団体」とは、農地整備要領の別紙5の第3の2及び農山交要領の運用2の第3の2に定めるものとする。

注6 補助事業欄の5農地耕作条件改善事業における「農業者団体」とは、耕作条件要領第2の1に定めるものとし、「農業法人等」とは、耕作条件要領第2の2に定めるものとする。

注7 補助事業欄の5農地耕作条件改善事業の補助対象事業者は、単年度補助金限度額の範囲内で、農地耕作条件改善計画内の経費間及び年度間で、別表1の第4欄に示す国と県の補助割合にかかわらず予算の調整を行うことができるものとし、その場合にあっては県負担率は市町村負担率と同率に限ることはない。

ただし、補助対象事業について、国の補助等の割合について個別の法令等に規定がある場合を除く。(法律補助事業は年度間で予算の調整は出来ない。)

注8 県の補助率は、市町村が負担する率以内とする。

注9 補助事業欄の12農業水路等長寿命化・防災減災事業における「その他の農業者等の組織する団体」とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱 (平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知) 別紙5に規定する広域活動組織とする。

注10 農山漁村地域整備交付金を活用する補助対象事業者は、単年度交付限度額の範囲内で、別表1の第4欄に示す国と県の補助割合にかかわらず、年度間で予算の調整を行うことができるものとし、その場合にあっては県負担率は市町村負担率と同率に限ることはない。ただし、補助対象事業について、国の補助等の割合について個別の法令等に規定がある場合を除く。(法律補助事業は年度間で予算の調整はできない。)

注11 補助事業欄の13畑作等促進整備事業における「農業者団体」とは、畑作等要領第4の(3)に定めるものとし、「農業法人等」とは、畑作等要領第4の(4)に定めるものとする。

注12 補助事業欄の14農山漁村振興交付金 (情報通信環境整備対策) における「地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会」とは、農振交要領第3の1の要件を満たす者とし、「その他の農業者等の組織する団体」とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農振交要領第3の2の要件を満たす農業者の組織する団体とする。

注13 補助事業欄の5農地耕作条件改善事業及び13畑作等促進整備事業における定率助成のうち、第3条第2項の補助金の額については、耕作条件別表の事業種類及び畑作等別表の事業内容毎の補助対象経費により算定する。